

令和5年 第2回定例会
文教警察委員会 説明資料

- 1 県立青少年教育施設の再編方針について P 1
- 2 県立青少年教育施設に係る次期指定管理者の選定について P 2
- 3 茨城県家庭教育を支援するための条例に基づく年次報告について P 3
- 4 令和6年度採用茨城県公立学校教員選考試験の志願状況について P 5
- 5 教職員の懲戒処分について P 6
- 6 部活動運営方針における猶予期間後の対応について P 7
- 7 部活動の地域移行の進捗について P 8
- 8 学校給食の物価高騰対策について P 9

令和5年6月16日

教 育 庁

1 県立青少年教育施設の再編方針について

総務企画部生涯学習課
学校教育部保健体育課

県立青少年教育施設については、少子化の進行や類似施設の増加、体験活動の多様化などによりその利用者数はピーク時（昭和60年）の5割近くに減少。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、時代に応じた施設の適正規模・機能とするため、**現在の4施設を2施設に再編し、2施設は民間譲渡等を検討する。**

1 施設の概要

施設名	中央青年の家	白浜少年自然の家	さしま少年自然の家	里美野外活動センター
所在地	土浦市	行方市	境町	常陸太田市
指定管理者	(NPO) 日本スポーツ振興協会	(NPO) ひと・まちねっとわーく	(公財)茨城県教育財団	(一社)茨城県キャンプ協会
宿泊定員	200名	320名	300名	640名 (キャンプ場600名含)

2 再編の考え方及び内容

- 少子化や社会情勢の変化を踏まえ、時代に応じた施設の適正規模・機能とするため、利用実態に見合った施設規模に再編。
- 主に宿泊学習に利用される3施設（中央・白浜・さしま）については、利用者や施設の状況、地理的環境等を考慮し、**宿泊利用者が最も多いさしま少年自然の家及び県内各方面からのアクセスが容易な中央青年の家の2施設に再編。**
- 白浜少年自然の家及び主にキャンプ場として一般の方に利用される里美野外活動センターは、引き続き地域の賑わいに寄与できるよう、地元市・関係機関等と協議しながら、民間譲渡等を検討。**

3 再編の時期及びスケジュール

- 現在の指定管理期間が満了する令和6年3月31日（令和5年度末）に再編。
 - 再編に向けて、今後、白浜及び里美について民間譲渡の条件等を整理。
 - 関連議案について、年内を目途に議会に上程。

【参考：宿泊利用者数の推移】

(人)

	S60年度 (利用ピーク時)	H30年度 (コロナ前)	R4年度 (コロナ禍)
4施設合計	121,945	71,880	38,384
中央青年の家	25,305	18,757	7,094
白浜少年自然の家	41,481	18,977	9,705
さしま少年自然の家	47,484	27,282	19,299
里美野外活動センター	7,675	6,864	2,286
年少人口数	627,512	350,978	323,590

2 県立青少年教育施設に係る次期指定管理者の選定について

総務企画部生涯学習課

1 指定管理者選定に係る基本方針について

(1) 公募・非公募の考え方

指定管理者の選定にあたっては、公募により行う。

(2) 公募期間の考え方

公募に対して、事業者が十分な検討が可能となるよう公募期間を 60 日間以上に設定し、出来るだけ多くの事業者が応募できるようにする。

(3) 指定期間の考え方

施設の効率的かつ効果的な管理運営、サービスの継続性の確保や教育機関としての性格等を考慮して、5年間の指定とする。

2 指定管理者を公募する施設（2施設）

	施設名	現指定管理者	指定（予定）期間	主な業務の範囲
1	茨城県立 中央青年の家	NPO 法人 日本スポーツ振興協会	R 6. 4. 1～ R11. 3. 31【5年】	健全な青年の育成に必要な 業務の実施に関する業務
2	茨城県立 さしま少年自然の家	公益財団法人 茨城県教育財団	R 6. 4. 1～ R11. 3. 31【5年】	健全な少年の育成に必要な 事業の実施に関する業務

3 指定管理者選定スケジュール（予定）

- ・ 公募（7～9月：2ヵ月程度） 募集要項等の公告、現地説明会、申請受付
- ・ 選定（9～11月） 選定委員会の設置、審査
- ・ 指定管理者の指定（12月） 議会での議決、県報への公示
- ・ 基本協定の協議、締結（1～3月）

3 茨城県家庭教育を支援するための条例に基づく年次報告について

総務企画部生涯学習課

1 報告の根拠

茨城県家庭教育を支援するための条例 第21条第1項

(年次報告)

第21条 知事は、毎年度、家庭教育の支援に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

2 報告の対象

令和4年度の家庭教育の支援に関して講じた施策の実施状況及び成果

3 主な内容

(1) 親としての学びの支援：「家庭の教育力向上プロジェクト事業」

「家庭教育応援ナビ」(家庭教育支援ポータルサイト)の内容を随時更新することで、アクセス数を増加させ、子育てや家庭教育に関する学びの機会や情報をより多く提供することができた。また、茨城産業会議等の経済団体と連携した企業における家庭教育学級等を行い、家庭の教育力の向上に寄与することができた。

■家庭教育応援ナビによる学びの機会と情報の提供

区分	2022年度	2021年度	増減
年間アクセス回数	671,265回	419,028回	+252,237回
ツイッターフォロワー数	1,116人	993人	+123人

■企業における家庭教育学級の実施

区分	2022年度		2021年度		増減	
	実施事業所数	参加者数	実施事業所数	参加者数	実施事業所数	参加者数
企業における家庭教育学級	125箇所	2,133人	83箇所	1,296人	+42箇所	+837人
園内・校内研修会	179箇所	1,155人	131箇所	774人	+48箇所	+381人
合計	304箇所	3,288人	214箇所	2,070人	+90箇所	+1,218人

(2) 親になるための学びの推進：「ライフデザイン形成支援事業」

進学や就職等、自分の将来を考える時期である高校生を対象に、赤ちゃんと実際に触れ合う体験による交流により、高校生に「子育てに良い印象を持てた」「子育ては楽しい」という意識を持ってもらうことができた。

■高校生のライフデザインセミナーの実施

区分	2022年度	2021年度	増減
実施校数	19校	10校	+9校
参加生徒数	2,334人	832人	+1,502人

(3) 人材養成等：「家庭の教育力向上プロジェクト事業」

研修体系を見直し、基礎的な内容を動画配信に、専門的な内容を実践発表、情報交換等に行うことで、家庭教育関係者が支援者としての資質を向上させることができた。

■研修会の開催

区分		2022年度	2021年度	増減
市町村家庭教育支援担当者会議		94人	99人	▲5人
家庭教育関係基礎研修※		293人	—	+293人
研 修 専 門	家庭教育推進員資質向上研修	227人	243人	▲16人
	訪問型家庭教育支援員資質向上研修	215人	358人	▲143人
合計		829人	700人	+129人

※2021年度の研修で重複していた内容を組み換えて整理し、2022年度から基礎研修を設定。

(4) 多様な家庭環境に配慮した支援：「地域で支える家庭の教育力向上事業」

各市町村の課題に応じた取組方法の提案や、好事例集の提供により、市町村の理解が進み、訪問型の家庭教育支援を23市町村で実施することができた。（2023年度はさらに3市町増え、26市町村で実施予定。）また、不登校などの専門家を市町村等に派遣し、訪問型家庭教育支援員の悩みや関係機関との連携について直接助言を行った。その結果、不登校の子どもをもつ家庭、外国籍の家庭など個々に対応した支援を行い、家庭の状況を改善することができた。

■事業実施市町村数

区分	2022年度	2021年度	増減
市町村数	23市町村	21市町村	+2市町村

■支援実績

区分	2022年度		2021年度		増減	
	対象家庭数	支援回数	対象家庭数	支援回数	対象家庭数	支援回数
全戸訪問	1,038家庭	1,282回	268家庭	268回	+770家庭	+1,014回
保護者が集まる場での支援	715家庭	707回	—	—	+715家庭	+707回
個別支援	231家庭	1,656回	168家庭	1,018回	+63家庭	+638回
合計	1,984家庭	3,645回	436家庭	1,286回	+1,548家庭	+2,359回

■改善率（対象家庭の中で継続した支援を行った家庭のうち、状況が改善した家庭の割合）

区分	2022年度	2021年度	増減
改善率	85.6%	65.5%	+20.1%

4 施策の効果と今後の重点的な取組

条例に基づいて施策を体系的に進めている結果、保護者だけにとどまらず企業や地域、学校が一体となり、社会全体で家庭教育を支援するという気運が醸成されてきた。

引き続き、子育てに悩みや不安をもつ保護者や外国籍の保護者に対する直接的な支援として訪問型の家庭教育支援の取組を推進していき、未実施市町村に対しては、改善率など取組の成果をアピールして働きかけ、取組市町村数のさらなる増加を目指す。また、特に困難な課題を抱える家庭に対しては、その課題に応じた専門家の派遣による支援をさらに充実させる。

4 令和6年度採用茨城県公立学校教員選考試験の志願状況について

学校教育部教育改革課

1 採用予定人数

- ・ 教諭については、小学校と特別支援学校でそれぞれ10名増やし、410名、100名とし、中学校と高等学校は、昨年度と同数で、それぞれ280名、130名とした。
- ・ 養護教諭については、7名増の21名とした。
- ・ 栄養教諭については、1名減の3名とした。

2 志願状況

令和5年6月2日現在

区 分		令和6年度採用	令和5年度採用	増 減	
教 諭	小 学 校	採用予定数	約410名	約400名	+10名
		志願者数	909人	1,012人	▲103人
		志願倍率	2.22倍	2.53倍	▲0.31ポイント
	中 学 校	採用予定数	約280名	約280名	±0名
		志願者数	1,237人	1,302人	▲65人
		志願倍率	4.42倍	4.65倍	▲0.23ポイント
	高 等 学 校	採用予定数	約130名	約130名	±0名
		志願者数	771人	857人	▲86人
		志願倍率	5.93倍	6.59倍	▲0.66ポイント
	特別支援学校	採用予定数	約100名	約90名	+10名
		志願者数	226人	229人	▲3人
		志願倍率	2.26倍	2.54倍	▲0.28ポイント
教諭計	採用予定数	約920名	約900名	+20名	
	志願者数	3,143人	3,400人	▲257人	
	志願倍率	3.42倍	3.78倍	▲0.36ポイント	
養護教諭	採用予定数	約21名	約14名	+7名	
	志願者数	368人	333人	+35人	
	志願倍率	17.52倍	23.79倍	▲6.27ポイント	
栄養教諭	採用予定数	約3名	約4名	▲1名	
	志願者数	47人	47人	±0人	
	志願倍率	15.67倍	11.75倍	+3.92ポイント	
全 体	採用予定数	約944名	約918名	+26名	
	志願者数	3,558人	3,780人	▲222人	
	志願倍率	3.77倍	4.12倍	▲0.35ポイント	

※ 離職者を対象とした特別選考、スペシャリストを対象とした特別選考の志願者は除く。

【参考情報】 令和4年度採用：3,387人、3.60倍
令和3年度採用：2,793人、2.88倍

3 会場別の志願者数

(単位：人)

区 分	水戸	東京	仙台	名古屋	大阪	福岡	合計
小 学 校	581 (617)	228 (283)	13 (20)	50 (50)	35 (38)	2 (4)	909 (1,012)
中 学 校	671 (741)	445 (429)	47 (55)	37 (34)	33 (35)	4 (8)	1,237 (1,302)
高等学校	446 (498)	261 (277)	24 (29)	7 (19)	25 (27)	8 (7)	771 (857)
特別支援学校	162 (185)	45 (34)	7 (1)	4 (3)	7 (4)	1 (2)	226 (229)
養護教諭	199 (185)	126 (109)	16 (10)	12 (19)	12 (10)	3 (0)	368 (333)
栄養教諭	29 (23)	16 (15)	0 (4)	2 (2)	0 (3)	0 (0)	47 (47)
合 計	2,088 (2,249)	1,121 (1,147)	107 (119)	112 (127)	112 (117)	18 (21)	3,558 (3,780)

※ () 内は、令和5年度採用

4 主な変更点等

- (1) 一般選考の志願者の特例として、「小学校担任経験者による第1次試験の免除」新設
 (2) 一般選考の志願者の特例のうち、「英語の資格による一部試験の免除」の内容を拡充

区 分	令和6年度採用	令和5年度採用
高等学校教諭	実用英語技能検定1級合格者等 ※ 1次試験の <u>全て</u> 及び 2次試験の口述試験を免除	実用英語技能検定1級合格者等 ※ 1次試験の <u>専門教科</u> 及び 2次試験の口述試験を免除
高等学校教諭	実用英語技能検定準1級合格者等 ※ 1次試験の専門教科を免除	
中学校教諭 高等学校教諭	資格要件に「IELTS」を追加	

- (3) 加点制度の拡充

- ① 高等学校教諭について、特別支援学校教諭の普通免許状所持者に加点（5点）追加
 ② 特別支援学校教諭について、以下を追加（各10点）
- ・ 知的・肢体不自由・病弱以外の視覚又は聴覚の領域の普通免許状を有する方
 - ・ 特別支援学校自立教科又は自立活動の普通免許状を有する方 など

5 今後の予定

- 第1次試験 6月25日（日）
- 第1次試験の結果発表 7月19日（水）予定
- 第2次試験 8月18日（金）、19日（土）、20日（日）
- 第2次試験の結果発表 9月29日（金）予定

5 教職員の懲戒処分について

学校教育部高校教育課

項目	内容
1 対象職員	銚田市内の県立学校 教諭 (56歳 男性)
2 事件概要	令和4年12月1日(木)、午後6時20分頃、当該校での部活動中、部活動所属生徒の頭を平手で2回叩いた。
3 処分内容	減給10分の1、3月
4 処分年月日	令和5年3月24日
5 その他	校長に対しては、未然防止の取組が不十分であったことから、管理監督責任として、令和5年3月24日に戒告とした。

6 部活動運営方針における猶予期間後の対応について

学校教育部保健体育課

1 部活動の運営方針の改訂について(令和4年12月)

- 活動時間・休養時間の設定が形骸化していたため、「上限」を定めて改訂

2 改訂による活動時間

		活動時間		休養日	
		平日	休日	平日	休日
国ガイドライン(参考)		2時間程度	3時間程度	1日	1日以上
運営方針 (R1~R4)	中	2時間程度	3時間程度	1日	1日以上
	高		4時間程度		
改訂版運営方針 (R5~)	中	2時間上限 (※1)	3時間上限(※1)	1日	1日以上
	高		4時間上限(※1)		原則1日以上(※2)

※1 改訂版は活動時間に限定(移動、準備等の時間を除く)

※2 大会前、大会期間中は連続して活動可

3 猶予による対応

- 高校において、活動日の減少や準備期間が足りないなどの意見
→運用を現高校3年生最後の大会後まで猶予
- 中学校は、生徒の発達・発育の程度を考慮し、運用開始(R5年4月~)

4 猶予期間後の対応(高校のみ)

(1) 運営方針を柔軟に運用

- 運営方針の平日2時間、休日4時間の活動時間上限における週当たり12時間の中で調整可
(授業終了時刻や学校行事、施設の共用状況への配慮のため)
- 大会に向けた土日連続の活動許可の期間を、大会2週間前としていたが、各競技等ごとに、期間の設定可
(県高体連専門部・県高野連・県高文連・県吹連等と協議し定める)

(2) 特例措置

- 科学的な指導体制が確立①しており、生徒・保護者・指導者が運営方針を超えて活動することに同意②し、校長が承認③した活動計画を県が審査のうえ適当と認めた場合、特例的に許可

①科学的な指導体制の確立

【運動部】

- ・指導者のいずれかがJSP0公認スポーツ指導者資格等を有すること、または活動内容に対して専門家から指導を受けること
- ・ケガ等に対応できる体制

【文化部】

- ・指導者が3年以上の指導歴または活動歴
- ・専門的な知見を有する部活動指導員または外部指導者(文化団体等に所属)からの指導

②生徒・保護者が運営方針を超えて活動することに同意

- ・説明会を設け、運営方針の趣旨及び特例措置を説明
- ・同意書の提出

③校長の承認

- ・①の資格等が確認できる書類及び活動計画を審査
- ・②の説明会に管理職が出席、同意書の確認
- ・指導者が同意し、署名した計画書を確認

(3) 関係機関への周知及び連携

- 県立高等学校(5/31)及び各種団体(6/1)に猶予期間後の対応を通知
- 特例措置の審査については、アスレティックトレーナー協議会等の専門的知識のある外部人材から助言をいただき実施予定

7 部活動の地域移行の進捗について

学校教育部保健体育課

1 現 状

(1) 運動部活動地域連携再構築事業 【R5 予算：219 百万円】

事業項目	活用状況
(1) 中学校休日部活動の地域移行支援 ①モデル市町村における実証事業委託等（国 10/10） ※コーディネーター配置、運営団体補助、指導者確保 等	17 市町村
②市町村が行う協議会開催等に対する補助（国 1/2）	5 市町村
③人材バンクの設置（国 1/3）	県での実施
(2) 中学校部活動指導員の配置 ・部活動指導員を配置する市町村への補助	216 人
(3) 県立学校部活動指導員の派遣 【県単】	106 人
(4) 県立学校地域クラブ活動モデル校の実践 【県単】 ・予算…地域クラブ 1 団体あたり、1,745 千円（補助金）交付	地域クラブ 6 団体 ※県立高等学校部 活動と連携する 団体

(2) プロスポーツチーム・企業団体等訪問

鹿島アントラーズ、水戸ホーリーホック、茨城ロボッツ、茨城アストロプラネッツ及び県内企業等に対し、地域移行に係る指導者の派遣等について協力を依頼。

(3) 事業実施市町村訪問【17 市町村】

実施内容の確認。市町村ごとの進捗状況把握。地域移行推進のための助言・指導。

(4) 総括コーディネーターの配置

総括コーディネーターを県に配置（6/1～）。県内各地域での部活動の地域移行の取組について調査・指導・助言・情報提供を行う。

2 今後の取組

(1) 県

- 人材バンクの設置 … 指導者と運営団体とのマッチング
- 情報共有・発信 … 総括コーディネーターを活用し、市町村の取組を支援
- 国への要望 … 県や市町村での地域移行支援に関する予算拡充を要望

(2) 市町村

- 運営団体・指導者などの地域移行に向けた体制整備・拡充
- 所管する学校及び生徒・保護者等への周知（実践校への支援含む）
- 地域移行に係る予算措置（令和 6 年度）

8 学校給食の物価高騰対策について

学校教育部保健体育課

1 予算額	32,624 千円																						
2 現況・課題	<p>県立学校の給食等における食材価格の高騰により、学校からは、食に関する指導の「生きた教材」となるような献立作成ができないとの声が上がっており、これまで通りの栄養バランスや量を保ちつつ、地場産物を引き続き活用し、また食材費の値上げ分を保護者に転嫁しないよう、物価高騰への対策を講じる必要がある。</p>																						
3 必要性・ねらい	<p>物価高騰の影響により、県立学校で実施されている学校給食等における食材費が高騰していることから、本来保護者が負担することとなる学校給食費（学校給食法第11条第2号に基づく経費）のうち食材費の増額分を県が支援することにより、保護者の負担軽減を図る。</p>																						
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計画等)	<p>○学校給食費 【補助先】 県立学校（中学、中等、特支、夜間定時制）の給食会計 対象幼児児童生徒数：7,307人 【補助対象経費】 食材費高騰分に相当する経費（1食あたり20円を想定） 【財源】（国10/10）</p> <p>○舎食費 【補助先】 県立学校（特支、水農）の給食会計 対象幼児児童生徒数：324人 【補助対象経費】 食材費高騰分に相当する経費（1食あたり20円を想定） 【財源】（国10/10）</p> <p>※本事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用する当該年度限りの事業となる。</p> <p>○学校給食法第11条に定める経費</p> <table border="1" data-bbox="491 1525 1426 1704"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">経費の区分</th> <th>対象</th> <th>負担者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">学校給食に係る経費</td> <td rowspan="2">学校給食費</td> <td>食材費（物価高騰分）</td> <td></td> <td>対象</td> <td rowspan="2">受益者</td> </tr> <tr> <td>食材費</td> <td></td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設及び設備並びに運営費</td> <td></td> <td>対象外</td> <td>学校設置者</td> </tr> </tbody> </table>						経費の区分		対象	負担者	学校給食に係る経費	学校給食費	食材費（物価高騰分）		対象	受益者	食材費		対象外	施設及び設備並びに運営費		対象外	学校設置者
		経費の区分		対象	負担者																		
学校給食に係る経費	学校給食費	食材費（物価高騰分）		対象	受益者																		
		食材費		対象外																			
	施設及び設備並びに運営費		対象外	学校設置者																			
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>○関東甲信越1都9県における学校給食用食材の高騰への対応状況</p> <table border="1" data-bbox="491 1749 1426 1917"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①5月補正計上</td> <td>栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県</td> </tr> <tr> <td>②6月補正計上予定</td> <td>東京都、長野県、新潟県、静岡県</td> </tr> <tr> <td>③検討中</td> <td>山梨県</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記①、②の都道府県はいずれも臨時交付金を活用（予定）</p>				区分	都道府県	①5月補正計上	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県	②6月補正計上予定	東京都、長野県、新潟県、静岡県	③検討中	山梨県											
区分	都道府県																						
①5月補正計上	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県																						
②6月補正計上予定	東京都、長野県、新潟県、静岡県																						
③検討中	山梨県																						

(注1) 分かりやすく具体的に記載すること。

(注2) 必要に応じて参考資料を添付すること。

県出資団体の事業実績・事業計画

(令和5年第2回定例会 文教警察委員会資料)

【公益財団法人 茨城県教育財団】

1	出資法人の概要	1
2	令和4年度事業実績	3
3	令和5年度事業計画	5

【公益財団法人 茨城県スポーツ協会】

1	出資法人の概要	7
2	令和4年度事業実績	9
3	令和5年度事業計画	11

令和5年6月16日
教 育 庁

県出資法人 事業実績・事業計画の概要

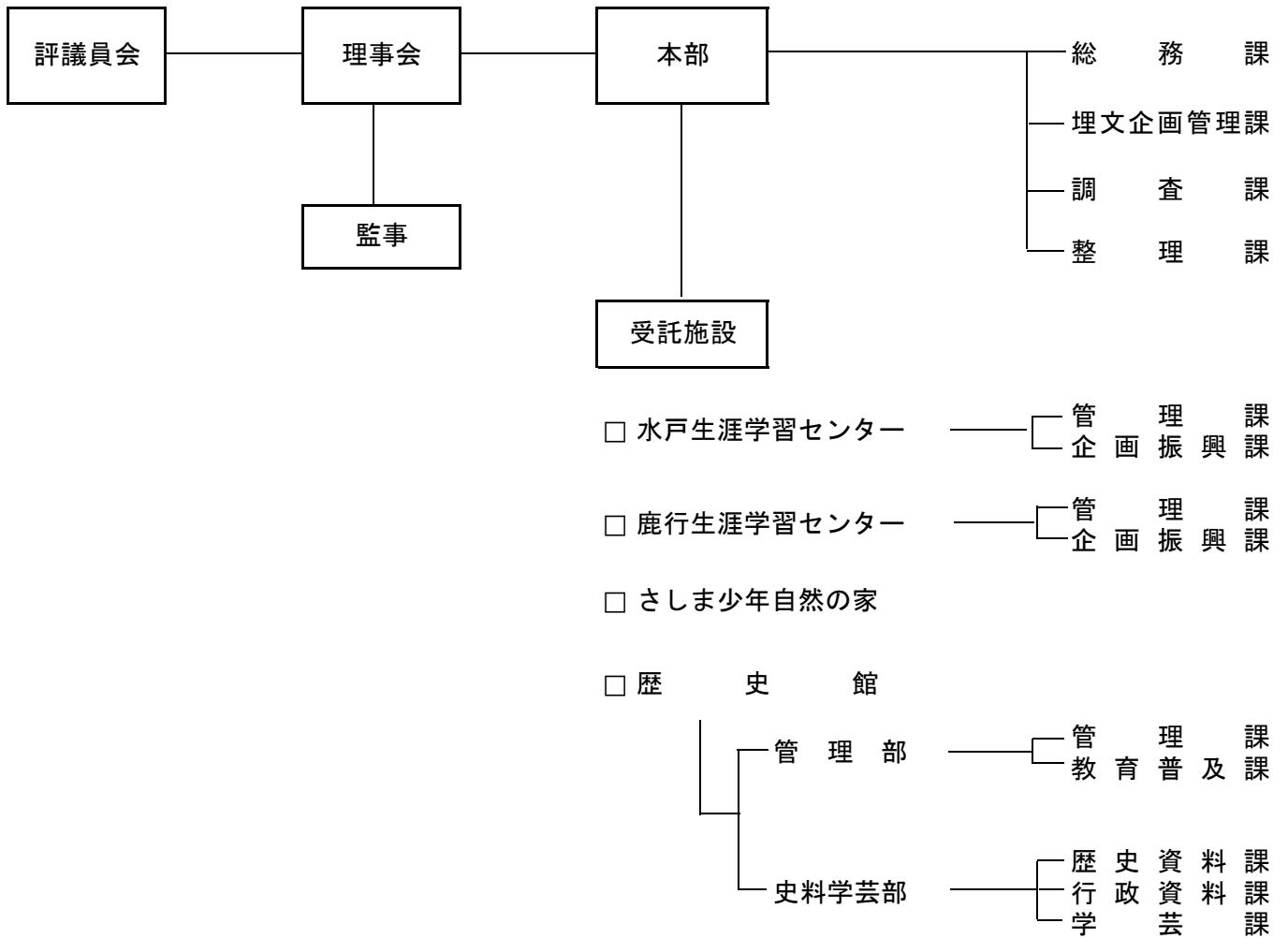
所管部局課 教育庁総務企画部総務課

1 出資法人の概要

① 法人の名称	公益財団法人茨城県教育財団			
② 所在地	茨城県水戸市見和1丁目356-2			
③ 設立年月日	昭和44年12月1日			
④ 代表者名	理事長 川股 圭之			
⑤ 基本財産	10,000,000円			
⑥ 設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条に基づく公益財団法人			
⑦ 設立目的・経緯	<p>広く教育、文化の振興に資する事業を行い、本県における教育及び文化の水準の向上及び発展に寄与することを目的とする。</p> <p>昭和44.10.6 第3回県議会定例会で設立寄付金10,000千円を議決 昭和44.11.27 発起人岩上二郎外7名により財団設立を決議 昭和44.12.1 財団設立 昭和44.12.1 県教育委員会指令総第52号により設立許可 昭和44.12.9 水戸法務局へ設立登記 平成24.3.22 県教育委員会指令第31号により公益財団法人認定 平成24.4.1 公益財団法人への名称変更による設立登記</p>			
⑧ 組織	役員数	理事8人	監事2人	常勤職員71人 嘱託・非常勤等66人
	組織機構（課所単位まで） 次ページのとおり			
⑨ 出資状況	茨城県 出資金10,000千円（出資割合100%）			
⑩ 資産状況 (令和5年3月末現在)	(単位：千円)			
		金額	摘要	
	流動資産	230,814	現金・預金、未収金等	
	固定資産	324,218	基本財産、退職給付引当資産等	
	資産合計	555,032		
	流動負債	101,344	未払金、預り金	
	固定負債	55,815	退職給付引当金	
	負債合計	157,159		
	正味財産	397,873		

公益財団法人茨城県教育財団 組織機構

(令和5年4月1日現在)



2 令和4年度事業実績

① 事業内容

ア 施設の指定管理業務（4施設）

指定管理者として、水戸生涯学習センター、鹿行生涯学習センター、さしま少年自然の家、歴史館の管理業務を実施した。

イ 施設における主な事業

（ア）生涯学習センター事業（指定事業）（水戸・鹿行）

「課題解決チャレンジ事業」、「ヤングボランティア育成事業」等の各種事業を実施した。

（イ）歴史館事業（指定事業）

常設展、企画展（3回）、特別展（3回）の開催や、一橋徳川家記念室展示のほか、体験プログラム、学習支援活動等の教育普及事業、考古・民俗・歴史・美術工芸に関する資料や行政刊行物・行政文書の収集・整理・調査研究及び茨城県立歴史館資料書等の刊行物の頒布を実施した。

（ウ）その他主な指定事業

・地域の核となる人材・団体育成事業（水戸・鹿行）

現代的な地域課題を解決していくための研修会等を実施し、地域の核となる人材・団体の育成を図った。

・地域連携協働事業創出事業（水戸・鹿行）

地域で活躍している各事業実施機関（市町村・ベンチャー企業・大学・民間教育事業者等）と交流を図り、ネットワークを構築することで、連携事業や協働事業の創出を図った。

・元気いばらきっ子育成事業（さしま）

施設が持つ特性及び地域の学習資源を生かしながら、「星を見る会」や「イングリッシュアドバンス キャンプ」、「さしまの森 SDG s キャンプ（企業との共催事業）」など、子どもたちに対して体験活動や学習機会を提供した。

・生涯学習ボランティアセンター事業（水戸・鹿行）

各地区在住の県民を対象に、生涯学習ボランティア活動の派遣や、ボランティア養成研修会等を実施することにより、県内のボランティア活動の促進を図った。

・セカンドキャリア教育事業（水戸・鹿行）

中高年の早期リタイアや定年退職後のキャリア、出産・育児後の女性の社会復帰等、転職や復職、起業に関する講座等を開設し、キャリア探しのための様々な職業に対する関心を高める機会や第二の人生における職業を考える機会を提供した。

（指定事業参加者延人数：360,802人）

（エ）提案事業・自主事業

各施設の創意工夫により施設の効用を最大限に発揮するため、「生涯学習関係職員等スキルアップ事業（水戸）」、「ワーク・ライフ・バランス推進事業（鹿行）」、「野外活動実技研修会（さしま）」、「いちよう並木ライトアップイベント（歴史館）」等、各施設において、それぞれ特色ある事業を実施した。

（提案事業等参加者延人数：147,836人）

ウ 施設の延べ利用者数

（単位：人）

水戸	鹿行	さしま	歴史館	計
18,845	53,218	47,599	172,324	291,986

（対R3比：52.8%増） ※R3：191,120

エ 埋蔵文化財発掘調査事業

国土交通省、茨城県等からの委託を受け、発掘調査事業、整理事業を実施した。

・発掘調査事業：調査面積 49,370 m²（18遺跡）

・整理事業：報告書 6集刊行（15遺跡）

②収支状況

(単位：千円)

	金額	摘要
基本財産運用益	1	基本財産利息
特定資産運用益	34	退職手当引当金等利息
受取補助金等	—	
事業収益	1,466,422	指定管理料、事業委託料、利用料金等
その他の収入	4,287	預金利息
経常収益計①	1,470,744	
事業費	1,439,681	
管理費	23,675	
経常費用計②	1,463,356	
当期経常増減額③ (①－②)	7,388	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④－⑤)	0	
法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③＋⑥－⑦)	7,388	
正味財産期首残高⑨	390,485	
当期指定正味財産増減額 ⑩	0	
正味財産期末残高⑪ (⑧＋⑨＋⑩)	397,873	

③補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	—	
補助金	—	
委託金	1,427,758	各受託施設指定管理料及び埋蔵文化財発掘調査に係る事業委託料
貸付金	—	
損失補償限度額 年度末残高	—	

3 令和5年度事業計画

① 事業内容

ア 施設の指定管理業務（4施設）

指定管理者として、水戸生涯学習センター、鹿行生涯学習センター、さしま少年自然の家、歴史館の管理業務を行う。

イ 施設における主な事業

（ア）生涯学習センター事業（指定事業）（水戸・鹿行）

「生涯学習情報の収集・整理・提供事業」、「セカンドキャリア教育事業」等の各種事業を実施する。

（イ）歴史館事業（指定事業）

常設展、企画展、特別展、一橋徳川家記念室展示等を開催するとともに、教育普及事業の実施、考古・民俗・歴史・美術工芸に関する資料や行政刊行物・行政文書の収集・整理・調査研究及び茨城県史等既刊行物の頒布を行う。

（ウ）その他主な指定事業

・課題解決チャレンジ事業（水戸・鹿行）

各地域や市町村の抱える様々な現代的・地域課題の解決に向けて、必要な人材の育成や関係団体との連携・ネットワークの構築等を行い、モデルとなる実践的な活動を行う。

・元気いばらきっ子育成事業（さしま）

施設が持つ特性及び地域の学習資源を活かしながら、子どもたちに対して体験活動や学習機会を提供する。

・生涯学習ボランティアセンター事業（水戸・鹿行）

生涯学習ボランティアセンターを設置し、ボランティアの養成及び登録や各地域のボランティアニーズの情報収集、ボランティア養成研修等を行い、各地域のボランティア活動の推進を図る。

・現代的課題対策講座（水戸・鹿行）

大学等の研究者や高度な知識・技術をもつ専門家等を講師として、県民の学習ニーズに対応した現代的課題対策等に関する学習機会を提供する。また、市町村への移動講座等を実施し、地域の実情に応じた学習機会の提供に資する。さらに、その学習成果を適切に評価し、人づくり、地域づくりの推進を図る。

（エ）提案事業・自主事業

各施設の創意工夫により施設の効用を最大限に発揮するため、「就学前ふぁみりい講座（水戸）」、「家族で楽しむ小学生プログラミング講座（鹿行）」、「いばらきっ子交流キャンプ（さしま）」、「歴史館いちょうまつり」等、各施設において、それぞれ特色ある事業を実施する。

ウ 施設の延べ利用者見込数（第4期中期運営計画目標値）

（単位：人）

水戸	鹿行	さしま	歴史館	計
32,000	52,100	68,300	178,600	331,000

エ 埋蔵文化財発掘調査事業

国土交通省、茨城県等からの委託を受け、発掘調査事業、整理事業を実施する。

・発掘調査事業：調査面積 77,698 m²（14 遺跡）

・整理事業：報告書 5集刊行（13 遺跡）

②収支計画

(単位：千円)

	金額	摘要
基本財産運用益	1	基本財産利息
特定資産運用益	10	退職手当引当金等利息
受取補助金等	—	
事業収益	1,648,700	指定管理料、事業委託料、利用料金等
その他の収入	1,741	預金利息、雑収益等
経常収益計①	1,650,452	
事業費	1,624,361	
管理費	32,590	
経常費用計②	1,656,951	
当期経常増減額③ (①－②)	▲6,499	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④－⑤)	0	
法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③＋⑥－⑦)	▲6,499	
正味財産期首残高⑨	382,097	
当期指定正味財産増減額 ⑩	0	
正味財産期末残高⑪ (⑧＋⑨＋⑩)	375,598	

③補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	—	
補助金	—	
委託金	1,606,993	各受託施設指定管理料及び埋蔵文化財発掘調査に係る事業委託料
貸付金	—	
損失補償限度額 年度末残高	—	

県出資法人 事業実績・事業計画の概要

所管部局課 教育庁学校教育部保健体育課

1 出資法人の概要

① 法人の名称	公益財団法人茨城県スポーツ協会																											
② 所在地	茨城県水戸市見和1丁目356番地の2																											
③ 設立年月日	昭和45年4月6日																											
④ 代表者名	会長 大井川 和彦																											
⑤ 基本財産	69,282,316円																											
⑥ 設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条に基づく公益財団法人																											
⑦ 設立目的・経緯	<p>事業を積極的に推進し本県体育の飛躍的振興を図ることを目的とする。</p> <p>昭和45.3.23 発起人江幡保外8名により財団設立を決議 県から寄付金3,000千円ほか合わせて6,180千円の寄付金を受け入れることを決議</p> <p>昭和45.4.6 財団設立</p> <p>昭和45.4.6 県教育委員会指令第15号により設立許可</p> <p>昭和45.4.17 水戸法務局へ設立登記</p> <p>平成24.3.22 県教育委員会指令第29号により公益財団法人として認定</p> <p>平成24.4.1 公益財団法人への名称変更による設立登記</p> <p>令和3.4.1 公益財団法人茨城県スポーツ協会へ名称変更</p>																											
⑧ 組織 (5.5.31現在)	役職員数	理事32人	監事2人	常勤職員18人 嘱託・臨時23人																								
<p>組織機構</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-bottom: 5px;">理事会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-bottom: 5px;">監事</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-bottom: 5px;">評議員会</div> </div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-bottom: 5px;">事務局</div> </div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-bottom: 5px;">本部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-bottom: 5px;">管理事務所</div> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="width: 30%;"></div> <div style="width: 30%; text-align: right;"> 総務課 事業課 </div> <div style="width: 30%; text-align: right;"> ○堀原運動公園 ○笠松運動公園 管理課 利用サービス課 </div> </div>																												
⑨ 出資状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 30%;">出資者名</th> <th style="width: 20%;">出資額(千円)</th> <th style="width: 20%;">出資比率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>茨城県</td> <td>35,234</td> <td>50.9</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>日本スポーツ協会</td> <td>9,198</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>永野武晨</td> <td>4,850</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>江幡保</td> <td>1,000</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>中野博蔵</td> <td>1,000</td> <td>1.4</td> </tr> </tbody> </table>					出資者名	出資額(千円)	出資比率(%)	1	茨城県	35,234	50.9	2	日本スポーツ協会	9,198	13.3	3	永野武晨	4,850	7.0	4	江幡保	1,000	1.4	5	中野博蔵	1,000	1.4
	出資者名	出資額(千円)	出資比率(%)																									
1	茨城県	35,234	50.9																									
2	日本スポーツ協会	9,198	13.3																									
3	永野武晨	4,850	7.0																									
4	江幡保	1,000	1.4																									
5	中野博蔵	1,000	1.4																									

⑩ 資産状況
(令和5年3月末現在)

(単位：千円)

	金額	摘要
流動資産	256,641	現金・預金、未収金
固定資産	74,278	基本財産、特定資産等
資産合計	330,919	
流動負債	123,109	未払金、預り金
固定負債	1,331	退職給付引当金
負債合計	124,440	
正味財産	206,479	

2 令和4年度事業実績

① 事業内容

ア 総合型地域スポーツクラブ育成事業

県民誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる地域住民の身近なスポーツ活動の場である「総合型地域スポーツクラブ」の育成に向けた事業を推進した。

イ スポーツ指導者研修会事業

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者を対象に、資質の向上と活動促進を図るため、県内4会場で384名の参加による研修会を開催し、学識経験者等から専門的な指導を受けた。

ウ 公認コーチ1・2養成講習会事業

子どもたちや初心者を対象に、競技別の専門的な知識を活かした指導にあたり、施設開放において利用者の指導支援を行う者を養成するため、2競技で計44名が受講した。

エ スポーツドクターの養成

日本スポーツ協会が開催する「公認スポーツドクター養成講習会」にスポーツ医・科学委員会から6名を推薦し、選手の健康管理や競技力向上をサポートするスポーツドクターの養成を行った。

オ 普及・広報事業

「スポ協いばらき第55号」において、加盟競技団体、スポーツ少年団の活動状況等について広報することにより本県スポーツの振興を図った。

また、ホームページの運営により県民へのスポーツ情報発信を行った。

カ スポーツ少年団事業

15競技のスポーツ大会が計画されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により14競技の開催となった。また、スポーツ少年団の指導者やリーダーを養成するための各種講習会等を計画し、多くをオンライン等で実施した。

キ 県民総合体育大会

県民総参加によるスポーツの振興と本県競技力の向上を図るため、41競技による県大会の開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により一部の競技が中止となった。その結果、成年の部40競技、少年の部38競技、中学の部21競技に、33,594名が参加し県大会を開催するとともに、国民体育大会の県代表選手の選考を行った。

ク 国民体育大会への派遣

第77回本大会は栃木県等で開催され、480名の選手・監督等を派遣した。第77回関東ブロック大会へは700名、特別国民体育大会関東ブロック冬季大会へは59名、特別国民体育大会冬季大会へ59名の選手・監督等を派遣した。

ケ 世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業

プロスポーツ化が進んでいるサッカー・バスケットボールの2競技についてトップアスリート育成システムを構築するため、指導者の育成及び選手の発掘・育成を行った。また、運動能力の優れた子どもを発掘するため、小学校4年生を対象に県内3会場でスポーツ能力測定を実施し、合計253名の参加があり、その中から第3期生38名を選考し、育成プログラムを実施した。

コ 県営体育施設の管理運営

県から指定管理者として委託を受け、堀原運動公園及び笠松運動公園の管理運営を行い、各施設の特色を生かしながら効果的な活用と利用促進に努め、新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度約49万人であった利用者が約62万人へと増加した。

サ ニューいばらきいきいきスポーツday!

「いばらき教育月間」関連事業としてスポーツ活動の機会を提供することにより、743名が参加し、生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会の推進を図った。

シ スポーツ教室・大会の実施

堀原運動公園において実施した武道教室や堀原スポーツ教室等、笠松運動公園において実施した笠松スポーツフェスティバルや笠松スポーツ教室等の各種スポーツ教室に延

べ約25,000名が参加し、スポーツの振興と施設の利用促進を図った。

② 収支状況

(単位：千円)

	金額	摘要
基本財産運用益	1	基本財産積立金利子
受取会費	6,850	賛助会費
受取補助金等	196,907	
事業収益	707,452	受託金、事業収入、登録料
その他の収入	8,275	分担金、預金利息、負担金、雑収入等
経常収益計①	919,485	
事業費	926,415	
管理費	16,368	
経常費用計②	942,783	
当期経常増減額③ (①－②)	△23,298	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④－⑤)	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑦ (③＋⑥)	△23,298	
正味財産期首残高⑧	229,777	
当期指定正味財産増減額 ⑨	0	
正味財産期末残高⑩ (⑦＋⑧＋⑨)	206,479	

③ 補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	0	
補助金	191,306	スポーツ協会運営費、トップアスリート育成費、国体派遣等に係る補助
委託金	553,262	運動公園等管理費、県民総体等受託事業
貸付金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

3 令和5年度事業計画

① 事業内容

ア 総合型地域スポーツクラブ育成事業

総合型地域スポーツクラブ育成のため、研修会の開催、未育成市町村への普及・育成活動等を実施し、クラブの育成・支援を推進する。

イ スポーツ指導者協議会育成事業

県スポーツ指導者協議会の活動を支援し、6支部の指導者育成活動や組織充実を図ることにより、地域のスポーツ活動を推進する。

ウ スポーツ指導者研修会事業

公認スポーツ指導者の資質の向上と活動促進を図るため、県内4会場で研修会を実施する。

エ スポーツ少年団事業

茨城県スポーツ少年団スポーツ大会を15競技で開催するとともに、リーダー育成等を目的とした各種研修会等を実施する。

オ 県民総合体育大会

県民総参加によるスポーツの振興と、本県競技力の向上を図るため県大会を開催し、併せて国民体育大会への県代表選手の選考を行う。

カ 県民駅伝競走大会

広く県民にスポーツに親しむ機会を提供するため、職域対抗の部、市町村対抗の部及びクラブ対抗の部に分かれ、笠松運動公園内周回コースにて駅伝競走を行う。

キ 国民体育大会への派遣

埼玉県で開催される特別国民体育大会関東ブロック大会、鹿児島県で開催される本大会並びに北海道・山形県で開催される第78回国民スポーツ大会冬季大会へ選手・監督等を派遣する。

ク 世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業

将来プロとして活躍できる可能性がある主な競技をモデルとした育成システムの構築やジュニアアスリートの発掘・育成等を行う。

ケ 県営体育施設の管理運営

県から指定を受けた堀原運動公園、笠松運動公園について、地域住民や関係団体との連携を図るとともに、各施設の特色を活かした自主事業を実施し、効果的な活用と利用促進を図る。

コ スポーツ教室・大会の実施

武道教室、堀原スポーツ教室、武道フェスティバル、武道体験教室、武道演武披露会、笠松スポーツフェスティバル、笠松スポーツ教室等の各種スポーツ教室を実施することによりスポーツの振興と施設の利用振興を図る。

② 収支計画

(単位：千円)

	金 額	摘 要
基本財産運用益	5	基本財産積立金利子
受取会費	7,000	賛助会費
受取補助金等	333,937	
事業収益	751,739	受託金、事業収入、登録料
その他の収入	6,019	分担金、預金利息、負担金、雑収入等
経常収益計①	1,098,700	
事業費	1,090,774	
管理費	15,312	
経常費用計②	1,106,086	
当期経常増減額③ (①－②)	△7,386	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (③－⑤)	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益) ⑦ (③＋⑥)	△7,386	
正味財産期首残高⑧	205,712	
当期指定正味財産増減額 ⑨	0	
正味財産期末残高⑩ (⑦＋⑧＋⑨)	198,326	

③ 補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出資金	0	
補助金	328,546	スポーツ協会運営費、トップアスリート育成費、国体派遣等に係る補助
委託金	550,282	運動公園等管理費、県民総体等受託事業
貸付金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

県出資団体の改革工程表

(令和5年第2回定例会 文教警察委員会資料)

【公益財団法人 茨城県教育財団】

改革工程表	1
-------	---

令和5年6月16日

教 育 庁

改革工程表2(年度別実行計画)

団体名及び部局・課名	公益財団法人 茨城県教育財団	教育庁総務企画部総務課
改革遂行責任者	理事長 常務理事	教育長 教育庁総務企画部総務課長 総務部長 出資団体指導監

改革方針	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【1 県派遣職員の削減】 ・自立的な団体運営が可能な組織体制へ移行するため、団体の直接雇用や退職教員の活用などにより、さらなる県派遣職員の削減に向けて検討する。	さらなる県派遣職員の削減 [県派遣職員 3名減]	[県派遣職員 7名減]	[県派遣職員 1名減]	[業務量の急増のため、県派遣職員の削減なし]		
【2 指定管理事業における民間団体の参入促進】 ・生涯学習センターや青少年教育施設など民間に任せることのできる部門については、さらなる民間団体の参入促進を図る。	見直しを踏まえた指定管理者候補者の選定 [1施設で新たにNPO法人を指定(計5施設)]	[次期選定に向け引き続き検討]	[次期選定に向け引き続き検討]			
【3 生涯学習センターにおける事業の効果的な実施】 ・生涯学習センターのあり方検討による事業見直し(趣味教養の講座→地域の課題や現代的課題等解決につながる事業への転換)を契機に、各事業の効果的な実施のための進捗管理を行う。	あり方の見直しを踏まえた指定管理者候補者の選定 [生涯学習センターの事業内容(趣味教養の講座→地域の課題解決等につながる事業に転換)]	[目標値設定6項目のうち、地域の課題の解決につながる事業項目を含む5項目で目標達成]	[目標値設定8項目のうち、地域の課題の解決につながる事業項目を含む6項目で目標達成]			目標値の達成状況を踏まえた事業の見直し
【4 進捗管理結果の公表】 ・毎年度の進捗管理結果を県議会に報告するとともに、当財団のホームページ等で公表する。	[R2. 6月 県議会報告] [R2. 6月 県ホームページ公表]	[R3. 6月 県議会報告] [R3. 6月 県ホームページ公表]	[R4. 6月 県議会報告] [R4. 6月 県ホームページ公表]			
	毎年度の進捗管理結果を県議会に報告するとともに、ホームページ等で公表					

※注 [] は目標達成状況を表示

↔ は改革期間及び推進事項を表示

包括外部監査結果報告への対応

令和 2 年度包括外部監査結果報告への対応 1

テーマ：教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について

令和 5 年 6 月 1 6 日

教 育 庁

令和2年度包括外部監査結果報告への対応【概要】

1 監査テーマ

教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について

2 実施期間

令和2年7月8日～令和3年2月26日

3 監査対象機関（43 機関）

- (1) 教育庁本庁（7 課）
- (2) 県立学校（25 校）
- (3) 公の施設（11 施設）

4 監査結果及び対応状況

(1) 監査結果

計 172 件の指摘事項等あり（内訳：指摘事項 83 件、意見 89 件）

うち令和3年第2回定例会にて中長期間を要するものとして報告したもの 計 82 件（内訳：指摘事項 32 件、意見 50 件）

うち令和4年第2回定例会にて措置済みとして報告したもの 計 23 件（内訳：指摘事項 9 件、意見 14 件）

(2) 対応状況

項 目	指 摘 事 項				意 見			
	計	今回措置	R4 措置済	未措置	計	今回措置	R4 措置済	未措置
①債権管理関係	10	0	0	10	2	0	0	2
②公の施設の管理運営関係	11	0	0	11	20	0	0	20
③県立学校の財務事務関係	11	0	9	2	28	3	14	11
計	32	0	9	23	50	3	14	33

5 参考（今後の予定）

- (1) 監査委員への通知 6月下旬
- (2) 監査委員による措置結果の公表 7月下旬

(様式3-2)

令和2年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 教育庁学校教育部高校教育課 教育庁学校教育部特別支援教育課
意見の概要	意見への対応
<p>【意見 32】 教育委員会では、毎年度、すべての県立学校から「学校経営計画表」及び「自己評価表」のデータを収集し、過去3年間分のデータを教育委員会のWebページで公開している。 しかし、これらデータを必要とする者は、必要とする学校のWebページからこれらデータの入手を検討する可能性が高い。 また、各学校のWebページで公表されている「学校経営計画表」・「自己評価表」は、複数年度を公表している学校、単年度のみ公表の学校もある。利用者の利便性を高めるためにも、統一することが望ましい。</p> <p>【意見 34】 各学校のWebページは、各学校において管理されているが、利用者の利便性を考慮することが必要であり、教育委員会として最低限Webページに掲載する事項を決めて公開すべき情報を統一することが必要と考える。</p> <p>【意見 35】 「学校関係者評価」のメンバーについては、保護者、学校評議員、地域住民などにより構成されていることを確認した。しかしながら、「学校関係者評価」の内容を検討すると、一部に必ずしも十分な資料、十分な時間等がない不十分な状況のもとで実施されたと推測される内容の事例があった。「学校評価」の目的に沿った「学校関係者評価」となるように、その実施方法について検討されたい。</p>	<p>(高校教育課) 「学校経営計画表」及び「自己評価表」については、県教委のWebページ(以下「ホームページ」という。)ではなく、各学校のホームページでの公開に統一した。 なお、各学校ホームページにおける学校評価に係る情報公開については、公開対象を直近3年分とするよう令和5年4月7日付けで各学校に通知した。 (特別支援教育課) 特別支援学校においては、本意見の趣旨を踏まえ、各特別支援学校の学校運営協議会等において検討するよう周知した。</p> <p>(高校教育課) 「学校経営計画表」及び「自己評価表」については、ホームページに掲載する事項を令和5年4月7日付けで各学校に通知した。 (特別支援教育課) 特別支援学校においては、「学校経営計画表」、「グランドデザイン」及び「自己評価表」を各学校のホームページに掲載するよう、毎年度、周知している。</p> <p>(高校教育課) 「学校関係者評価」の実施については、県教委が示した様式(数的根拠を伴う自己評価のためのもの)等を活用して学校関係者に学校の取組を説明した上で行うよう、令和5年3月17日に各学校の管理職に対し説明した。 (特別支援教育課) 特別支援学校については、本意見の趣旨を踏まえ、各特別支援学校の学校運営協議会等において検討するよう、管理職に周知した。</p>

梅雨前線による大雨、台風第2号における被害状況及び 県教育委員会の対応について

令和5年6月2日の大雨、台風第2号における教育関係機関の被害状況及び県教育委員会の対応については、以下のとおりです。

1 人的被害 特になし

2 物的被害

(1) 市町村立学校

ア 学校敷地内土砂の流出：2校

小美玉市立玉里学園義務教育学校、牛久市立下根中学校

(2) 県立学校

イ 施設破損等：4校

水戸農業高校（折枝による電話線断線）、土浦第三高校（倒木）

竜ヶ崎第二高校（合宿所軒天落下）、麻生高校（門扉倒れ）

(3) 学校以外の教育機関（県所管） 1施設

歴史館（倒木）

※ 令和5年6月16日時点 すべて応急措置済み

3 休校等措置状況

(1) 公立学校

令和5年6月2日（金）の対応

臨時休校：2校（県立高校（定時制夜間部）2校）

短縮授業：103校（小学校63校、中学校28校、義務教育学校1校、
高等学校7校、特別支援学校4校）

令和5年6月5日（月）の対応

臨時休校：1校（取手市立藤代南中学校）

短縮授業：1校（取手市久賀小学校）

※ 令和5年6月6日（火）より通常授業

(2) 学校以外の教育機関（県所管） 特になし

4 県教育委員会の対応

- 取手市教育委員会からの要請を受け、小中学校2校（久賀小学校、藤代中学校）
に対して、スクールカウンセラー2名を緊急派遣。
- 通常配置のカウンセラーについても、日数を増やして対応。